【新設】(国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用)

16-3-37 20-2-1《恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況》から20-2-4《恒久的施設において使用する資産の範囲》までの取扱いは、国外事業所等帰属所得を認識する場合について準用する。

【解説】

- 1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外事業所等帰属所得が規定された(法 69④一)。
 - この国外事業所等帰属所得は、内国法人が国外事業所等を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき所得とされており、恒久的施設帰属所得と同様、国外事業所等及びその内国法人の本店等が果たす機能並びにその国外事業所等及びその本店等に関する事実の分析による内部取引の認識及び所得認識を行うことになる。
- 2 本通達では、国外事業所等帰属所得と恒久的施設帰属所得の所得認識は、同様の考え方 に基づき行うことになることから、恒久的施設帰属所得の認識について定めた法人税基本 通達を、国外事業所等帰属所得を認識する場合に準用する旨を明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達(連基通19-3-39)を定めている。